

特定金属くず買受業の営業を開始する場合

【必要書類】

書類名	法人	個人	備考
営業開始届出書 (別記様式第1号)	○	○	※次ページ以降の記載例参照
住民票の写し	○ <small>※法人代表者のもの</small>	○	・ 住所地を管轄する市区町村が発行した原本 (コピー機で複写したものは不可) ・ 本籍(外国人の場合は、国籍)記載のもの
定款の写し	○		会社保管の原本と相違ないことを証明したもの
法人登記事項証明書	○		
営業所の平面図	○	○	建築確認申請時に提出する青写真(完成予想図・ブループリント)に出入口の位置、特定金属くずを買い受ける場所等を記載した程度のもの ※次ページ以降の記載例参照
特定金属くずの保管場所の平面図	○	○	
営業所及び特定金属くずの保管場所の周囲の略図	○	○	営業所と特定金属くずの保管場所との位置関係が明らかとなるような略図 ※次ページ以降の記載例参照

【届出時期】

特定金属くず買受業を開始しようとする日の前日まで

【届出先】

営業所の所在地を管轄する警察署

- ※ 営業所とは、「取引を行う場所」のことを言います。行商のみを行う場合や自宅を営業の拠点とする場合は、自宅が営業所となります。
- ※ 長崎県内で同時に2以上の営業所について「営業開始届出書」を提出するときは、いずれか1の営業所の所在地を管轄する警察署に対して同時に複数の提出をすることができます。この場合、提出種類のうち同一の内容となる書類については、1部を開始届出書のいずれか1通に添付してください。
- ※ 法人で届け出る場合、住民票の写しは、法人代表者1名分のみをご準備ください。その他の役員等に関するものは不要です。
- ※ 住民票の写し及び法人登記事項証明書は、届出日から起算して3か月以内に取得したものををご準備ください。

別記様式第1号（第1条関係）

※資料区分	4 1	※受理警察署	() 署
※受理年月日	5. 令和 年 月 日	※通知年月日	5. 令和 年 月 日
※受理番号		※届出番号等	
<p>営 業 開 始 届 出 書</p> <p>盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第3条第1項の規定により届出をします。</p> <p style="text-align: right;">令和●●年●●月●●日</p> <p>長崎県 公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者の氏名又は名称及び住所 佐世保市天満町4番18号 株式会社佐世保金属</p>			
(ふりがな) 氏名又は名称	させぼきんぞく 株式会社佐世保金属		
法人等の種別	①株式会社 2.有限会社 3.合名会社 4.合資会社 5.その他法人 6.個人		
住所	〒(857-0043) 佐世保市天満町4番18号 (0956) 12局3456番		
(ふりがな) 法人にあっては、 その代表者の氏名	させぼ じろう 佐世保 二郎 (0956) 34局5678番		
(ふりがな) 営業所の名称	させぼきんぞくかいとりしょ 佐世保金属買取所		
営業所の所在地	※営業所の所轄警察署	() 署	
	〒(857-0043) 佐世保市天満町4番18号 (0956) 12局3456番		
電子メールアドレス その他の連絡先	sasebokinzoku@police.com		
特定金属くずの 保管場所の所在地	佐世保市下京町6番12号		
営業を開始しよう とする年月日	令和●●年●●月●●日		

【任意記載項目】

古物商許可の有無	0 : なし ① : あり
古物商許可番号	9 2 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● 12桁で記載
古物商許可年月日	元号 平成 ● ● 年 ● ● 月 ● ● 日

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。